

前橋市工事検査規程

平成6年3月31日訓令甲第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、市が執行する建設工事（以下「工事」という。）について地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づき市の職員が行う検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査は、完成検査、部分完成検査、出来形検査及び中間技術検査とする。

2 完成検査は、工事完成通知書の提出があったときに行うものとする。

3 部分完成検査は、工事の途中において、その一部が完成し、当該部分を使用する必要がある場合等に行うものとする。

4 出来形検査は、工事の途中において、前橋市契約規則（平成2年前橋市規則第4号）第39条に規定する部分払をするとき又は契約の解除等により工事の中止若しくは打切りをするときに行うものとする。

5 中間技術検査は、市長が別に定める金額以上の当初設計金額となる工事において、その品質向上のため当該工事の施工途中に契約の履行を確認する必要があると認められる場合に行うものとする。

(検査員の種類)

第3条 検査員とは、次の者をいう。

(1) 工事検査員

(2) 指定検査員 検査に特別の技術を要するとき又は同一の時期に多数の検査が集中したときに、契約監理課長が指定した者

(3) 担当課検査員 工事担当課長が指定した者

(4) 委託検査員 市長が検査を委託した者

(検査員の検査等)

第4条 契約金額500万円以上の工事の検査は工事検査員又は指定検査員が行い、契約金額500万円未満の工事の検査は担当課検査員が行うものとする。ただし、契約金額500万円未満の工事の場合であって、契約監理課長が特に必要があると認めるときは、工事検査員が検査を行うことができるものとする。

(検査の命令)

第5条 工事検査員又は指定検査員の検査は契約監理課長が命じ、担当課検査員の検査は工事担当課長が命ずるものとする。

(検査の実施)

第6条 検査員は、契約書、設計書、図面、仕様書その他の関係書類に基づいて適正かつ厳正に検査を行わなければならない。

2 検査員は、完成検査に当たって必要があると認めるときは、**受注者**に対して検査目的物の破壊又は分解その他の措置を求めることにより検査を行うことができる。
この場合において、検査員は、直ちに**受注者**に復旧させるものとする。

3 検査員は、前項の完成検査を行う場合は、事前に契約監理課長と協議をし、その承認を得るものとする。

4 検査員は、検査の結果に基づいて必要があると認めるときは、**受注者**に対し施工技術の向上を図るよう指導しなければならない。

(検査台帳)

第7条 契約監理課長は、検査の工事成績その他必要事項を検査台帳に記載し、経過を明確にしておかなければならない。

(検査実施の手続)

第8条 工事担当課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、検査に必要な書類を添えて契約監理課長に対し検査の実施について依頼し、又は担当課検査員に対し検査を命じなければならない。

(1) **受注者**から工事完成通知書の提出があったとき。

(2) **受注者**から工事についての出来形検査の申請があった場合において検査をする必要があると認めたとき。

(3) 工事の完成前において、確認することが必要と認められたとき。

2 契約監理課長は、前項の検査の依頼があったときは、直ちに当該検査を担当する検査員を**指定**し、検査日時を定めて当該工事担当課長に通知するものとする。

(検査の中止等)

第9条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を中止し、契約監理課長又は工事担当課長の指示を受けなければならない。

(1) 検査に当たって**受注者**が検査員の職務を妨害したとき。

(2) 検査ができない事情がある場合その他検査の実施について疑義が生じたとき。

(検査の立会い)

第10条 検査員は、検査を行うときは当該工事の監督員又は工事担当課長が指定する職員及び**受注者**に立会いを求めなければならない。

(検査報告)

第11条 検査員は、完成検査、部分完成検査、出来形検査又は中間技術検査を実施後直ちに検査調書を作成し、契約監理課長又は工事担当課長に報告しなければならない。

ない。この場合において、完成検査に係る報告を行うときは**工事成績評定書（別に定めるところにより工事成績の評定を行う場合に、当該評定を行う者が作成する書類をいう。以下同じ。）**を添付するものとする。

2 契約監理課長は、契約の内容に適合したものであることを確認した場合においては、検査調書及び工事成績評定書を工事担当課長に通知するものとする。

3 工事担当課長は、契約の内容に適合したものであることを確認した場合においては、検査調書及び工事成績評定書を契約監理課長に通知するものとする。

（検査不合格の場合の措置）

第12条 検査員は、検査の結果不合格と判定した工事について、手直し又は補強をさせる必要があると認めるときは、契約監理課長の承認を得て期限を定めて**受注者**に手直し又は補強させることができる。

2 検査員は、前項の規定による手直し又は補強をさせたときは、その旨を記録し、検査台帳及び検査調書に記載しなければならない。

（再検査）

第13条 検査員は、手直し又は補強をさせた工事の検査については、当該部分のみの検査により合否の判定をすることができる。

2 検査員は、前項の規定による検査結果を工事成績評定書に記録するとともに検査調書に記載するものとする。

3 検査員は、軽微な手直しで処理できると認めるものについては、口頭によりその指示を行い、当該工事の監督員から手直し完了を確認した旨の報告をもって検査に代えることができる。

（検査の技術的基準）

第14条 検査員が検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

完成・中間技術・部分完成・出来形		受付日	受付番号

○ ○ 検 査 依 頼 書

平成 年 月 日

(宛先)契約監理課長

印

次のとおり検査の執行を依頼いたします。

契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	平成 年 月 日
契 約 金 額	円
受 注 者 名	
工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
工 事 監 督 員	

工事検査員
本件の検査は、
指定検査員

に命ずる。

契約監理課長

印

様式第2号(第8条関係)

○ ○
平成 年 月 日

様

〇〇〇〇課長

検査員の指定について(通知)

前橋市工事検査規程第8条の規定により、〇〇〇〇 〇〇〇〇を下記工事の検査員に指定いたします。

記

[illegible]

〇〇〇〇課長

下記のとおり〇〇検査を行いますので、関係者の立会いをお願いいたします。

(工事検査員:〇〇〇〇 内線〇〇〇〇)

[illegible]

様式第4号（第11条）

決裁	〇〇〇〇課長

完成・中間技術・部分完成・出来形

〇〇〇〇 検査

検 査 調 書	
契 約 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 年 月 日	平成 年 月 日
契 約 金 額	円
受 注 者 名	
工 期	着工 平成 年 月 日
	完成 平成 年 月 日
工 事 監 督 員	
検 査 年 月 日	平成 年 月 日
再検査年月日	平成 年 月 日
検 査 結 果	
検 査 意 見	
上記のとおり検査しました。 平成 年 月 日 前橋市長 〇〇〇〇 様 検査員職氏名 印	

様式第5号(第12条関係)

決 裁	〇〇〇〇課長		
〇〇検査結果指示書 指摘事項については改造・補修・その他 ()を指示します。		実施年度	
		契約番号	
工 事	工 事 名		
	工 事 場 所		
	契 約 年 月 日	平成 年 月 日	
	契 約 金 額	円	
	受 注 者 名		
	主任技術者 (監理技術者) (専門技術者)		
	工 期	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
指摘事項			
工事担当課(室)・名			
工 事 監 督 員			
検 査 立 会 人			
検査員職氏名			